

(1) 共謀、教唆・ほう助したとの理由で日系企業に FCPA が適用された事例

○事案の概要

ナイジェリア政府のボニー島における LNG プラント建設プロジェクトにおいて、国際コンソーシアムが、プロジェクトを受注するために、プロジェクトの請負先を決定するナイジェリアの政府機関の役職員に対してエージェントを通じて金員を供与し、1995年から2004年の間、総額 60 億ドル、計 4 件の契約を受注した事案¹。

コンソーシアムのメンバーであった日系企業は、米国 FCPA 違反に問われ、2011 年 4 月に米国司法省との間で司法合意を行い、罰金 2 億 1,880 万ドルを支払うとともに、コンプライアンスに関して独立したコンサルタントを 2 年間起用することに合意した²。

○ポイント

本事案は、米国 FCPA 上の「国内関係者」(domestic concern) や「発行者」(issuer) には該当しない日系企業が、米国 FCPA 違反に問われることとなった事案である（なお、エージェントとして金員の供与に関与したとされた別の日系企業も、米国 FCPA 違反に問われた）。

本事案においては、コンソーシアムのメンバーのうち、アメリカ企業は米国 FCPA 上の「国内関係者」(domestic concern) に該当し、また、フランス企業は米国証券取引所に上場していたことにより米国 FCPA 上の「発行者」(issuer) に該当したため、それぞれ米国 FCPA が適用された。これに対し、コンソーシアムのメンバーであった日系企業は、これらの要件に該当しなかったものの、①これらの企業とともに、プロジェクトを受注するためにナイジェリアの公務員に金員を供与することを議論する等、様々な態様で「共謀」(conspiracy) を行っていたとの理由、及び②「国内関係者」によるナイジェリアの公務員に対する送金を「幫助・教唆」(aid and abet) したとの理由により、米国 FCPA 違反に問われた。

以上

¹ 以下、各種事実関係につき、<http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/cases/jgc-corp/04-6-11jgc-corp-info.pdf>

² 米国司法省プレスリリース：

<http://www.justice.gov/opa/pr/jgc-corporation-resolves-foreign-corrupt-practices-act-investigation-and-agrees-pay-2188>